

昭和五九年(㊄)第八一四号

控訴人

株式会社早川書房

被控訴人

堀

晃

外一名

昭和五九年一〇月一日

右被控訴人堀晃訴訟代理人

弁護士

佐々木 黎 二

同

松 井 宣 彦

東京高等裁判所

民事第一三部 御中

佐々木黎二法律事務所

準備書面 (一)

被控訴人堀晃としては、原審において、主張すべきことは十分詳細な事実関係に即して主張しているため、新たにつけ加えるべきことは、ほとんどない。

立証に関しても、原審において今岡、細井証人及び堀晃より詳細な事実関係の証言が得られており、これらと各種書証特に丙第七号証を基礎として正しく事実認定して頂ければ十分であり、本訴訟もできるだけ早急に結審して判決して頂きたく希望する次第である。

昭和五九年七月二五日付控訴人の準備書面は虚偽の事実を前提として自己に都合のよい主張をしているか又は全く法律的に通らない独善的な見解を執拗に繰り返えしており極めて失当である。

被控訴人堀晃としては、控訴人の右準備書面に関して、原審における堀晃、徳間書店の準備書面においてすべて反論されているため、それで十分であると思料するものの、念のため左のとおり若干付言する。

第一、「本件文庫本出版契約は出版権設定契約である」との主張について。

一、控訴人は文庫本「太陽風交点」について、出版権設定契約が成立していると強弁し、原審判決は単純な出版許諾契約であると認定しているが、いずれも誤りである。

文庫本「太陽風交点」に関しては、堀晃の昭和五六年一〇月二八日付準備書面第三文庫本「太陽風交点」について、昭和五七年一月一七七日堀晃証言調書二四丁から三四丁、丙第七号証の昭和五

五年一月二一日付記載部分を基礎として正しく事実認定して頂ければ、出版権設定契約はもちろんのこと、出版許諾契約も成立しているとは到底認定出来ず、単なる一担当者の個人的希望を述べ、著作者たる堀晃に打診し、堀晃がかかる合づちを打つた程度としてしか評価することは出来ないものである。細井と堀晃の会話は、極めてプライベートな非公式な会話に過ぎない。

二、被控訴人堀晃としては、およそ文庫本に関しては、著作権者たる堀晃の「設定行為」、設定意思の客観的表示が全く存しないのであるから、出版権設定契約であるか否かなどという問題は論ずるまでもないものと解している。問題は出版許諾契約と解し得るのかどうか本控訴審においてはこの点正しく事実認定して頂きたい

ものと考えている。

三、ここで正しく事実認定をするうえで重要な点をあらかじめ確認のため、左に指摘して置く。

1. 「太陽風交点」文庫本の出版についての話が、昭和五五年一月二一日以前に（もちろん以後も）堀晃と今岡との間でなされた事実は全くない。

この点について昭和五七年七月二三日付今岡証人調書六三丁裏からも明らかのように、今岡は「単に自分の心づもりとしてそう考えていたに過ぎない」ことを認めている。

従つて、昭和五五年一月二一日に堀晃が細井に対し、「僕の本はそういうことになつていたのでどうぞ」ということを言つ

たこともなければ、言うはずもないことである。

2. 細井は大阪の友人に会うというプライベートな用事で大阪へやつて来、その友人と五時に新阪急ホテルで待ち合わせをする約束をした。こうしたついでに時間があつたので堀宅へ「梅田地下オデッセイ」の発行の遅れの説明と雑談のために立ち寄つたのである。そして「梅田地下オデッセイ」の経過説明を約三分間行なつてから雑談に移つた。早川書房内のことや今岡の私行上の問題などプライベートな雑談を一時間ばかりした後、たまたま「太陽風交点」の文庫の話が出たのである。「太陽風交点」の文庫の話が出たのはこの時が始めてである。その会話は次の通りである。

3. 細井「ところで『太陽風交点』の文庫化の予定はおありですか」

(打診)

堀 「今のところ別にありますせん」

細井「もしよければ来年の秋ごろに早川文庫に入れたいと思つておりますが」 (細井の個人的希望の表明)

堀 「まあ、それはかまいませんが、その場合は装丁や解説は変えた方がいいでしょうね。解説は時機がくればかんべさんあたりで頼んでみるかなあ、」

(あいづち、著作者としての感想)

4. 時間にして二、三分もない、たつたこれだけの話がビールを飲みながら極めてプライベートな雰囲気で雑談した中で偶々出た

だけに過ぎないのである。

発行日、印税、定価、発行部数、装丁、解説、校正など何も決つていないのである。

5. 又改めて出版する場合において最も重要であると考えられる著作者の校正については全く話題にのぼつていないのである。

当時の堀晃の認識としては「太陽風交点」を改めて出版するときには二〇箇所位直さなければならぬと考えていた（三三三丁）が、この校正のことはこの時全く話題にのぼらなかつた。「あまり訂正箇所はないので、そのまま校正するよう出してきて構わない」などと言つた事実もなければ言うはずもないのである。こうした重要な点にまでこのように積極的に虚偽の証言を



する細井氏の態度は、著作者の人格を著しく傷つけるものであり、いくら控訴人会社に勤務して控訴人に不利な証言は出来ない立場にあることを考慮しても許し難いところである。

6. 印税についても話題にのぼつたように虚偽の証言をしているが、控訴人自身その昭和五六年八月三十一日付準備書面第一、二、(一) 2の項で「なお、この日印税については話が出ていないが、」と印税の話が全く出ていないことを認めており矛盾している。もちろん印税の話は全く出ていない。

7. 単行本「太陽風交点」の中の自動操縦装置のルビが「A P」とすべきところ「O P」となつていたことについて今岡と堀との間で話題になつたのは「S F 宝石」昭和五五年二月号（昭和五

四年一二月発表)の書評欄で矢野徹氏が指摘したからである。

文庫化の際に正しく訂正するなどと言つた話は全く出ていない。

そもそも文庫化のことなど今岡と話合つたことすらないのである。

8. 細井の「梅田地下オデッセイ」の出版に関する事情説明が職務のためであるとしても、文庫本「太陽風交点」の話が当然に職務としてなされたとか又は細井が原告の立場にあつたものであるということにはならない。何故なら、それらは別個の事情、事実関係によつて判断されるべきであるし、「太陽風交点」の話は「梅田地下オデッセイ」の話に続けてなされたのではなく、ゴシップや雑談の中で出た話なのである。

四 前項に述べたような文庫本「太陽風交点」についての堀晃と細井との間の話程度のことは、およそ出版社の担当者と著作者との間では、一杯飲みながら日常茶飯事のように話題にのぼっていることだろう。だからと言ってその担当者も著作者も、その程度のこととで権利義務の関係が生じ、出版許諾契約と認められるような契約が出版社と著作者との間で成立したなどと考えてもいないことであろう。もしその程度で出版許諾契約が成立したなどとされるのだとしたら、どちらも落ち／＼こうした話も出来ないことだろう。

たとえば、一担当者が細井が堀晃に行つたと同程度の会話で著作者に打診し見込みがありそうなので会社に帰つて会議にはかり、

会社の了承を求めたところ、売れる見込みがないとの出版社側の判断で出版がだめになつた場合、出版許諾契約違反であるとして著作者は出版社を訴えることが出来るのであろうか。

このような場合、出版社側は、「あれは一担当者の個人的立場における打診にすぎず、契約以前の交渉に過ぎない、契約成立には至っていない」と当然説明したであらう。

五 出版許諾契約と認定されるためには、細井と堀晃との話程度の会話のやり取りでは不十分である。

少なくとも契約書は作成しないまでも、会社の責任ある地位にある者との話かどうか、会社の会議を経て来た上での話なのかどうか、出版に関する必要事項（発行日、発行部数、定価、印税、

装丁、解説、校正など）について具体的合意が得られたのかどうか、それまで何度か話合が行なわれて来た上での話なのかどうか、極めて公式的な雰囲気のもとに話合いがなされたのかどうか等の点が慎重に検討され、公式的な契約が成立したと認められるべき具体的事実がなければ出版許諾契約が成立したとは認定出来ないものと思料する。そうでなければ単なる打診、雑談と出版許諾契約との間に何等区別がなくなるばかりでなく、このことによつてかえつて無用な混乱を生じさせ、著作者と出版社の間により多くの紛争を惹起させることになるであろう。

六 文庫本「太陽風交点」について、出版許諾契約であるとしても本件判決の結論（原告控訴人敗訴）には変わりはないが、どのよう

な基準のもとに出版許諾契約と裁判所が認定されるのかは、出版界においては重大な関心事である。

従つて、結論に変わりはないからと言つて安易に出版許諾契約が文庫本「太陽風交点」について成立したなどという判断はして頂きたくないものと思料する。

具体的事実在即して慎重な事実認定をして頂きたく、そうすれば本件文庫本「太陽風交点」について、いまだ出版許諾契約が成立したと認定される段階には至っていないと判断されるものと被控訴人らは確信している。

第三 「出版契約が『口頭』でなされた場合でも、出版権設定契約だとみるべきことについて。」及び「仮りに出版許諾契約であつても、

損害賠償義務がある。」との主張について。

一、被控訴人堀晃は、文庫本「太陽風交点」に関しては出版権設定契約はむろんのこと、単純な出版許諾契約も成立していないのであるから控訴人の、この主張は全く無意味な主張であると解している。

二、たゞ念のため一般論として、左のとおり一言反論する。

控訴人の右主張は、出版社にとつてまことに都合のよい手前勝手な信頼関係論を振り回わし、著作者の権利の保護を図るという著作権法の精神に対する配裏（意）が全くみられない暴論である。

三、控訴人は「およそ何らかの出版に関する契約があれば、それはここごとく出版権設定契約であるとか、仮にそうでなくても独占的

(排他的)出版許諾契約である」と主張されているようであるが、極めて失当である。即ち、この立場に立つならば、具体的事実関係に即して、出版権設定契約であるのか、排他的出版許諾契約であるのか、又は単なる出版許諾契約であるのか、あるいは未だその段階にも至っていない話なのかと言う事実認定は不要であることになつてしまふのではないか。

又出版許諾契約という契約は存在しなくなつてしまふのではないか。

又、多くの出版社において、著作者との間で出版権設定契約書を取り交わし、著作者の「設定」意思を明確にさせようと努力されているが、控訴人の立場はこうした必要性もさほどないというこ



となのだらう。

四 その他控訴人のこの点に関する主張については原審における堀晃の準備書面及び株式会社徳間書店の昭和五六年一月一日付準備書面(一)第一、三(一)、(三)においてすべて反論されているのでそこを援用する。

(参考文献「改訂新著作権法問答」佐野文一郎、鈴木敏夫共著  
出版開発社・「著作権と出版権」、「出版と著作権」美作太郎著 日本エディタースクール出版部)

